

空き家対策の強化等を求める意見書（案）

人口減少社会の進展等により、全国的に空き家が増加している。平成25年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家率は13.5%、本県の空き家率は18.1%で全国第3位となっている。

このような中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が施行され、市町村が特定空家等と認めたものに対する除却等の助言・指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

また、空き家対策に係る国の予算が確保され、市町村の各種取組に対する財政支援が行われている。

特定空家等は、防災面など、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすとともに、台風や地震等の災害時には、大きな被害を及ぼすおそれがある。このため、大地震等への備えとしても空き家対策を更に強力に推進する必要がある。

しかしながら、所有者等が不明・不存在の特定空家等に対して、市町村が略式代執行や財産管理人制度等により処分を進めるには、財政的な負担が大きく、特に不動産価値の低い地方においては、更なる負担が必要となる。

よって、国におかれては所有者不明等の空き家対策を強化するとともに、特定空家等の除却等を促進するため、下記事項に取り組みされることを強く要望する。

記

- 1 空き家対策を強化するための十分な予算を確保すること。
- 2 所有者等が不明・不存在となっている特定空家等への略式代執行や財産管理制度を活用した措置については、市町村の財政負担が大きいため、更なる財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

様

和歌山県議会議長 藤山 将材  
（提出者）  
建設委員会委員長 中西 峰雄

（意見書提出先）  
衆議院議長

参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣